

Studio Lily 会員規約

- 第1条 この規約は、申込者（以下「会員」という）と当スタジオとの間に関する権利義務関係を明確にするための取り決めである。会員はこの規約の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において入会を行うものとする。
- 第2条 会員は、このクラブのプログラム、器具、施設、サービス、開業時間に同意する。
- 第3条 当施設への入会は3ヶ月以上の契約とする。（キャンペーン入会はその都度の規定による）契約の更新は自動更新とする。退会、契約の変更等は会員自らが手続きを行わなければならない。
- 第4条 «クーリングオフ»
会員は、入会日より8日以内であればメンバーシップを解約することができる。ただし、本人がクラブへ来館し手続きを行わなければならない。その間にかかった費用は会員が負担しなければならない。
- 第5条 会員は、自分のメンバーシップを他人に譲ることはできない。
- 第6条 会員は、出席の有無にかかわらず、第4条に従い会費を支払わなければならない。
- 第7条 «休会»
会員が休会を希望する場合、休会期間中は、月1,100円を引き落としとする。ただし、休会月の前月10日までに、休会の手続きをとらなければならない。
- 第8条 «コース変更»
クラスの変更をする際には、事前所定の手続きをしなければならない。
- 第9条 «退会»
会員は解約月の10日までに予告して当月末日にメンバーシップを中途解約できる。11日移行の手続きは翌月末退会となる。尚、退会手続きは必ず来館の上、署名・捺印をもって退会とする。
- 第10条 会員は、医師による長期（半年以上）運動禁止の指示、又は遠方への転居の場合に限り入会日より3ヶ月以内にメンバーシップを解約できる。ただし、それらの公式な証明を提示し、解約することができる。
- 第11条 «返金»
返金が発生した場合は（当スタジオの都合含む）、当月末締め翌々月末に会員指定銀行口座へ振込みとする。（振込手数料は会員負担とする）
- 第12条 会員は、クラブのシステムに従い、他の会員に迷惑をかけることとする。
- 第13条 会員は、医師でないこの施設のスタッフが、運動プログラムを行う上で、肉体的運動能力や健康の医学的評価を与える資格が無いことを理解する。また、この運動プログラムを始める前に医師のチェックを行うのは会員自身の責任である。
- 第14条 会員の既往症に由来する事故及び病気は事故責任のもと、それをクラブ、オーナー、従業員の責任としない。

※施設利用者は、原則として中学生以上とする。